

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の  
提出を求める公告

令和 8 年 2 月 2 7 日

岩沼市長 佐藤 淳一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本公告に係る契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立し、当該予算が執行可能となることを条件とする。岩沼市議会において、予算案の否決が生じた場合などは、本市の事情により当該契約手続を中止する場合がある。中止とした場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

1. 公募の主旨

本件は、岩沼市市民活動サポートセンターで実施する岩沼市民や市民活動団体、町内会等を対象として行う市民活動支援講座や専門相談、交流会や市民活動助成金の説明会などの業務であり、この業務を通して団体活動を支援し、市民活動の活性化を図るものである。

以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との随意契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、指名競争入札に移行する予定である。

2. 業務概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 業務名  | 令和8年度 岩沼市市民活動サポートセンター相談等業務  |
| (2) 業務内容 | ・市民活動相談会<br>・市民活動助成金説明会<br>・町内会(長)との意見交換会<br>・市民活動支援講座<br>・市民活動登録団体交流会<br>・サポートセンターに対する運営相談及び情報提供等 随時<br>・サポートセンター事業に関する助言 随時 |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで   |

### 3. 業務目的

本件は、岩沼市市民活動サポートセンターで実施する岩沼市民や市民活動団体、町内会等を対象として行う市民活動支援講座や専門相談、交流会や市民活動助成金の説明会などの業務であり、この業務を通して団体活動を支援し、市民活動の活性化を図るものである。

### 4. 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岩沼市から指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札において、指名停止を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者でないこと。
- ④ 岩沼市契約事務規則(平成31年規則第17号)第4条の規定に基づく令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格を有していること。
- ⑤ 市民活動

#### (2) 事業所の所在地に関する要件

宮城県内に本店又は支店(営業所を含む)を有していること。

#### (3) 仕様書の理解に関する要件

本業務を行うにあたり仕様書内容の理解について業務内容毎に概要と注意事項を示せること。

#### (4) 業務履行体制に関する要件

- ① 契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。
- ② 実施体制(業務責任者、人員構成及び連絡体制)を明示できること。

#### (5) 業務実績に関する要件

過去5年以内に市民活動団体における中間支援事業及び県内外の町内会活動への支援事業の実績を有すること。

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市 総務部総務課 契約係

電話:0223-23-0185

#### (2) 公募説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間:令和8年2月27日 から 令和8年3月9日 までの9時から16時まで(岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日を除く。)

場所及び方法:5.(1)にて、配布する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和8年3月10日 16:00まで

場所及び方法:5. (1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

(3) その他詳細は公募説明書による。